

始



島村史

土紀二千六百年

富山縣上新川郡島村

特261

419

95

662

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

特261
662



村史



皇紀二千六百年記念



高野川村長田角野

卷

三

長

村

前 村 長

助 徒

故 島 田 武 吉 氏

內 山 三 一 氏

高 城 儒 丰 氏

内山三一九

内山三一九

内山三一九

前田元吉

前田元吉



員 議 會 村

氏一健川黒

氏郎四崎中

氏門衛右傳部入

氏郎次豊田杉

氏作善尾金

林 會 嘉 員



中 蘭 四 敬 九



黑 川 錄 一 九



入 暗 蘭 三 謙 九

金 鼻 善 卍 九

沐 田 豊 太 順 九

員 議 會 村

氏吉宗藤西

氏郎太健部入

氏作宗村北

氏郎次金松高

氏治重鍋三

林 會 員



入暗對太頃丸

西藏宗吉丸

非林宗卦丸

三鐵重音丸

高鉢金穴頃丸

員 委 涉 交 併 合

氏一三山内 役助

氏丰傷城高 長村

氏郎次農場橋 役入收

氏一健川黒 員議會村

氏 平 治 原 勝

氏郎太清井廣

合 作 交 運 委 員



林員 高畠豊九

鶴野 內山三一九



林會委員 黒川誠一九

鶴入聲 豊次九



鶴共聲 太浪九

鶴原當平九

上新川郡鳥島村役場

4. 溪川礦場森林



上新川郡鳥産村合組事業所

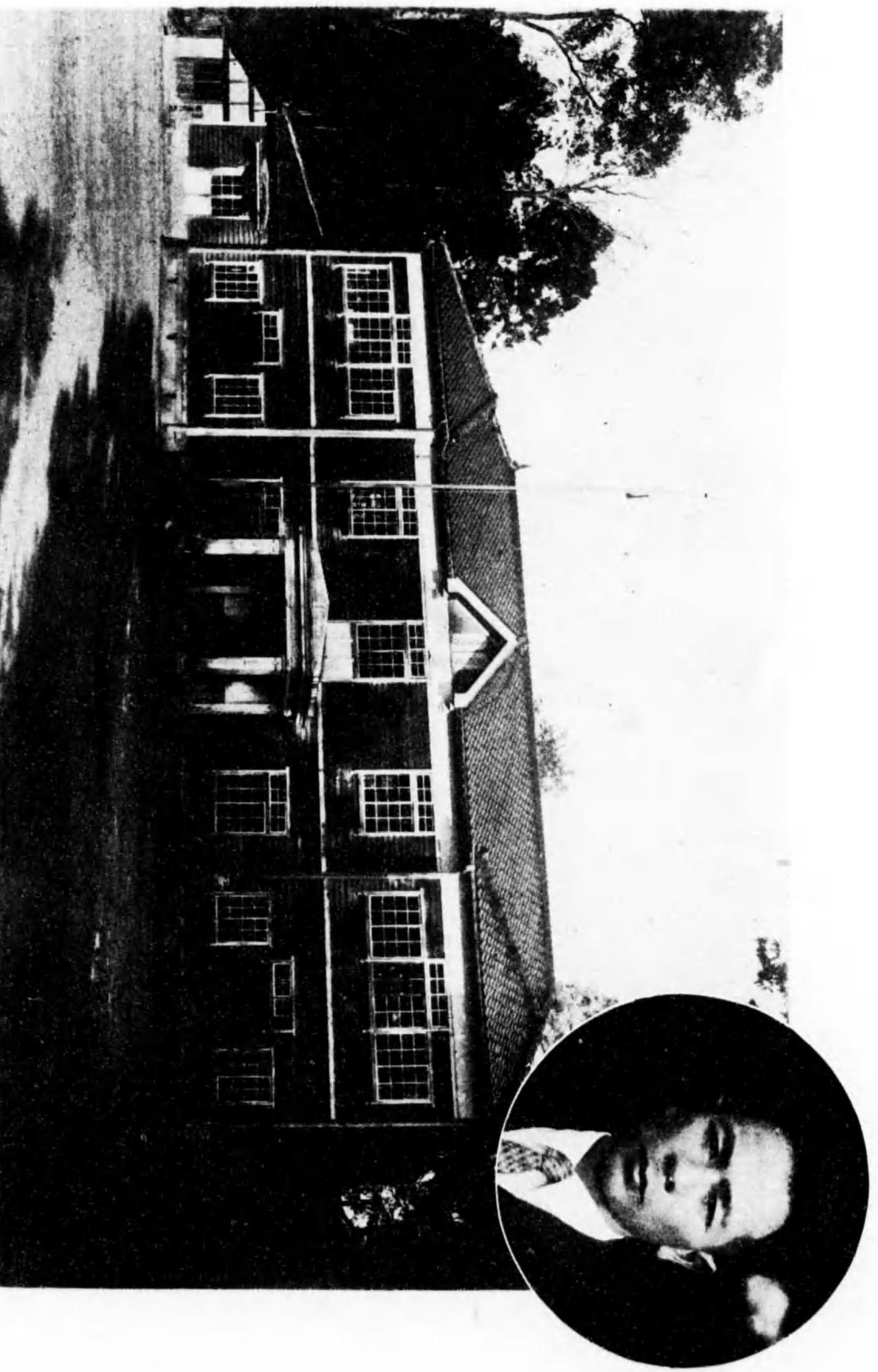


北海川漁農林漁業聯合事業處

氏祐藤島高長校及含々校學小等高常尋木藤

志

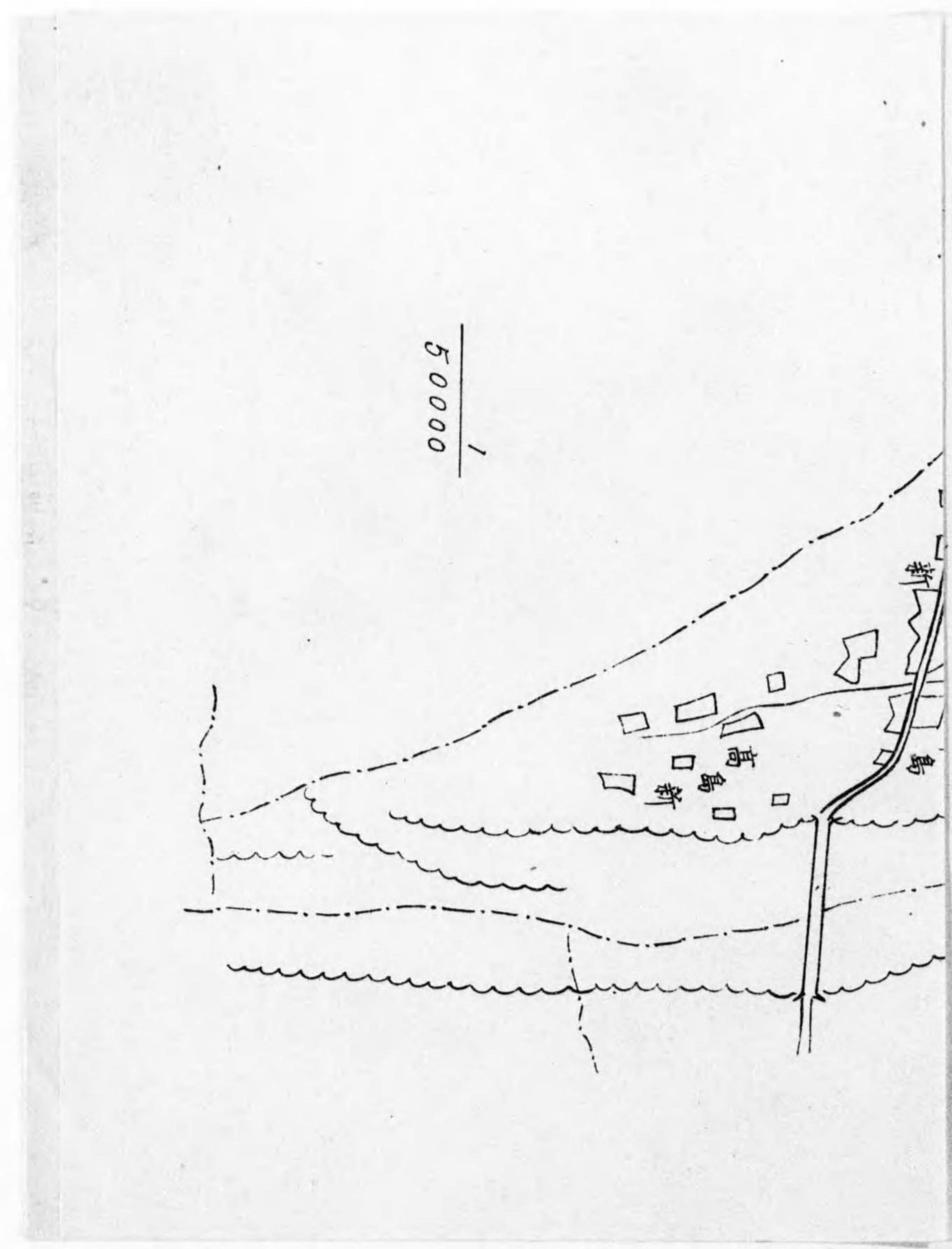
新木呂當高基小學妙々舍又對員高信執事

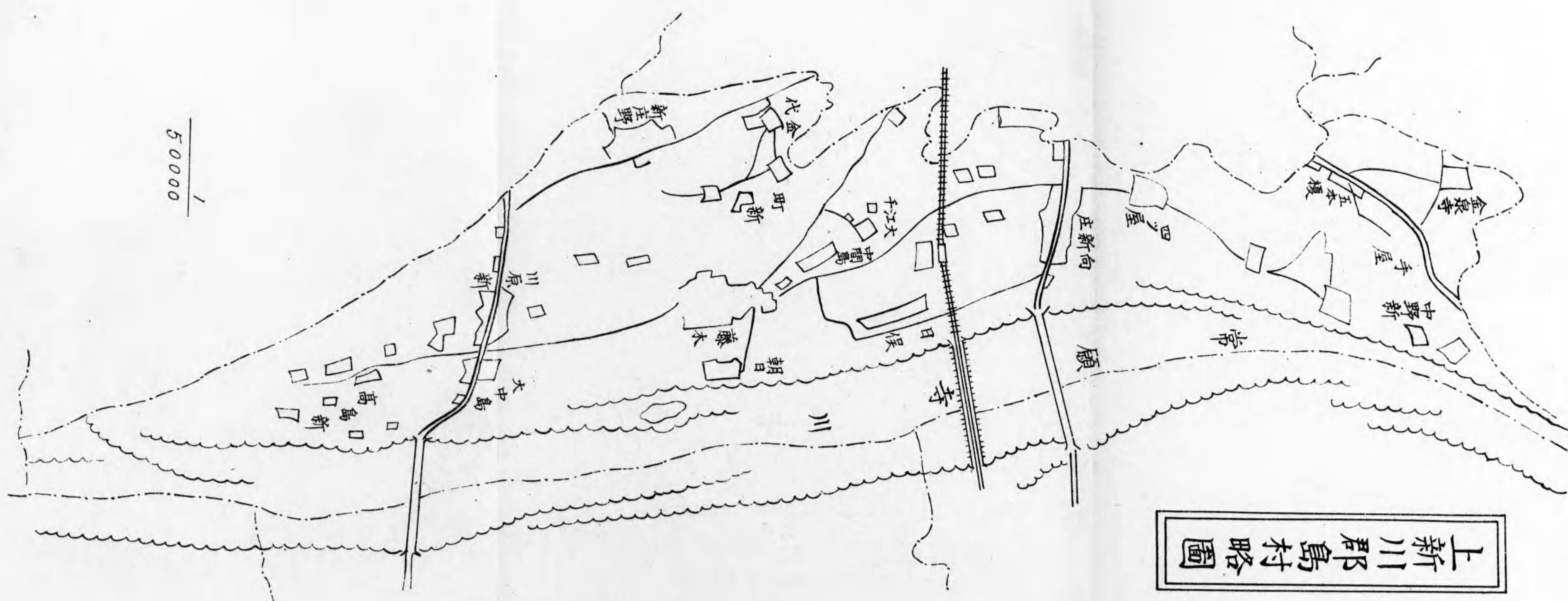


合併交渉終結つて

丁 瑞 越 交 協 合







新川郡島村略圖

島村史を編むに當つて

皇紀二千六百年を迎へて富山市は多年の懸案であつた隣接町村の合併問題は兩者が相寄つて圓満裡に九月一日に實現を見る事になつた。是は全く時勢の進運の然らしめた所と言はねばならない。

元來本村は南北二里餘に亘つて常願寺川の左岸しかも堤防下に接し水害には往古度々見舞はれながらも現在の豊穣の地五百八十町歩を耕作死守して來たのである。昭和十二年確井機業の工場が本村の中権向新庄に建設せられるまでは眞の純農村として發展し來たので富山市へ編入などは夢にも考へたものもなく祖先傳來の耕地を守り爲めに水害に合ひながらも全村豊かに富み村民亦勤儉力行の美風をなして來た。

其の間先輩島崎良太郎氏は初代村長として市町村制實施と同時に就任よく村治に努力されしかも三期間に涉つて村民の指導は勿論産業の獎勵に努め推されて郡會議員に當選し今日の上中兩郡の自治體のために働き更に縣會議員の要職にまで當選して縣政のために盡力したる方や又先代島田武吉氏は前後五期に涉る長期間村長の要職にあつて村治のため水害復舊のため水防砂防に努力されたるのみならず産業の改善に特に畜産の獎勵に思ひを効し名を縣下に響かせられ教育の振興を念願しつゝ現職のまゝ死去された事や其の他各代の各先輩各位が努力されたこと等が今日の盛大を作り上げたのである。各種團體また種々本村に必要な適切なる訓練を経てゐるため全村一致の氣風高く稀に見る圓満な村政を見せて來たのである。特に本村の誇りとすべきは當然のことながらも日清日露の戦にもシベリヤ出兵の折にも満洲事變にも今回の支那事變に臨みても擧まり數人の傷痍軍人を出したるは他町村の戸數と比しはるかにその盡忠の程の偉大を物語るものと言はねばならない、第一線活躍の勇士の忠勇と銃後村民の熱誠と相俟つて全村一致の氣風高く稀に見る圓満なる村政を見せて來たのである。

然るに富山市に於ては昭和十三年十二月以來編入幹事會を組織し研究を進むると共に縣當局の周到なる指導斡旋のもとに

本年に入り茲に新東亞建設の途上光輝燦然たる紀元一千六百年を迎へこれが記念事業として隣接町村の合併の實現へと邁進して來たのであるが本村は距離の關係からしても又富山市政上から見ても相當の隔りを有してゐる關係上編入問題等を考へても見ず人事のやうに思つてゐたのであつたが富山市に於ては縣を通じ又直接に本村に對して交渉し來り面目一新し大富山として日本海に雄飛すべく隣接町村二町七ヶ村に交渉を進めて來たのである。茲に於て本村も大乘的見地よりして富山市へ合併の決議をなし祖先傳來のこの島村をして益々改善發達せしめて父祖の靈に答へると共に大富山市の躍進に微力を捧げ皇國の發展に寄與することとなせり。

編入後は別に島振興委員會を組織して益々本村の發展を期し度い所存である。

島村解散に際し本村の自治發展に產業の向上に努力されし本村自治功勞者並に本村出身戰歿勇士の靈に報告すると共に慰め奉る祭典を舉行し聊か吾等村民の意を先賢諸士に捧ぐるのである。

島村は解散すると云へど皇國に盡す途は一なれば村民各位之を了せられ益々奮勵あらんことを終りに願望する次第である。

昭和十五年八月三十一日

島村長高城騰丰

島村の沿革

本村は天下の暴亂れ河を以つて名高い常願寺川が新川平野に注ぐ上瀧町より濱黒崎村に至る十六糀の中その大半即ち南北十糀に亘る左岸地區を細長く位置しその幅員の最長二糀強面積八・八方糀なるも古來幾百回となく常願寺川の氾濫と戰ひ之が治水に努力して本村の水防砂防に盡碎したるのみならず常願寺川流域の各町村のためにも絶大なる苦闘を捧げて來た、眞に常願寺川の番人であり生きた常願寺川の守り神として訓練されて現在の沃野としたのであるが、この沃野こそは新川平野の中でも地味殊に肥え全村はために豊かに富み農産額も年額五拾五万圓に達するに至れるは沃野と堤防と共に祖先の勞苦を物語る活きた郷土史である。

本村は元加賀藩領であつたが明治の大御代になつた時廢藩置縣の結果新川縣第三區第二小區に屬してゐたが後また新庄町外十九ヶ村戸長後場に屬してゐた處町村制實施と共に現在の大字二十二ヶを以つて島村を設置し大正七年三月大字を分合し昭和十五年九月一日皇紀二千六百年の記念事業として工業都市大富山建設の爲め大乗的見地に立つて一役を買つて本村外二町六ヶ村と共に富山市と合併することにした。

常願寺川の氾濫と村民性

文化の進展遅く一貧弱村として社會から見られて來た本村は社會の人の考ふるが如き離れ小島の住民の如く安眠をむさぼつて來たゝめ社會の文化から遅れたものでもなく長い間常願寺川の氾濫と戰つて自らを守ると共に常願寺川流域の各町村のため犠牲的に活躍して來たためなのである本村民は古來勤儉力行であつて良風美俗をなして人情質朴にして志操亦健實にして朝に星を戴きて出で夕に月を仰で家路に歸るもののみであるが一朝洪水の時は美田も私財も流失して全村民は再び赤貧となるのである。十數年間も洪水の憂なく村民の生活有富となつた時には村治の外に力を効して縣會議員になりたる故人や郡

町村長會長として上新川一郡を指導したる先輩や富山縣の產業に畜産事業に貢献して本村の名聲を高からしめた故人は數多いのである。

常願寺川の氾濫が如何に恐るべく又本村文化向上を害せしかを近い例に挙げて見れば今を去る約八十年前安政五年大薦山の大決壊に因り常願寺川の大氾濫となり急流激波洪水と共に土石流出し堤防を破り田園を推流し民家を毀ち本村の全財産は殆んど一盡にして島有に歸し全村民一同悲歎と恐怖と窮乏のどん底に至つたのである然れども剛氣なる村民は協力相扶けて努力し漸く生計を樹てつゝあつた。其の後毎年洪水除け堤の土工息まず婦女は勿論老幼總出動にて一日一日に一坪一坪と開墾を續けてやうやく飢をしのぎしに明治二十四年の豪雨に又々常願寺川の大氾濫となり今日まで汗の結晶も美田も一朝にして廣漠涯ない石の河原と化し村民は恐怖と飢に泣き有志の喜捨の袖にすがつて一握の飯を家内分けて食し世の情に感謝せしも家屋の流失と土地荒廢等に因り他府縣に移住せしものも尠くなかつたのである。越えて大正三年八月十二日移有の大洪水氾濫し堤防決壊を見學校役場をはじめ多數民家を流失し多大の損失を蒙りしも村民の精勵と自彊不屈の活動に加ふるに富山縣並内務省の絶大なる援助指導のもとに復舊工事は着々として進み堤防築積事業亦内務省直營となりてより村民一同協力して現今の美田を有する純農村となり祖先の勞苦に感謝しつゝ現今島村を建設せり。

明治二十四年並大正三年の洪水にはその滲害は畏くも天聴に達し侍従を御派遣し給ひ水害地の見舞を賜はりし上に多額の恩賜金をも賜り村民一同皇恩の無窮に感激し復舊工事に愈々精勵せり。

常願寺川の氾濫

本村の歴史の大半は常願寺川との苦闘史である。防水と治水に全力を注いで荒地を開墾した祖先以来の努力が今日の美田と化し純農村としたものであるから今左に越中史料中の常願寺川の洪水の年度を調べ記し以つて祖先の勞苦に謝せんそれも今日より三百年以前まで分明なれどもそれ以前は何れ程の荒地であつたかも明らかでない、又神通川の氾濫は富山城に近かりしたためか相當記録にも見ゆるけれど常願寺川は左程明かでもなく年代も可成りぬけてゐるやうにも見受けられるが古史の今に傳はるものなれば越中史料を中心として記したままである。

紀元	二二九一	寛永	八年	大惡作
同	二三三九	延寶	七年	
同	一三四〇	同	八年	米價騰貴
同	一三六一	元祿	十四年	
同	一三八〇	享保	五年	
同	一四二八	明和	五年	
同	一四四三	富山藩常願寺川堤防ニ松樹ヲ植村ヶ堤防備林トナス		
同	一四四六	天明	三年	富山市四百五十戸流ル
同	一四四九	天明	六年	
同	一四五九	寛政	元年	
同	一五〇一	天保	二年	
同	一五〇二	同	十三年	
同	一五一	嘉永	四年	
同	一五一八	政五	年	二月二十五日

地大ニ震シ新川郡大薦小薦ノ兩山崩壊シテ溪流ヲ壅ギ瀧水ヲ決潰シ田舎ヲ漂損ン人畜ノ

死傷算ナン今日地下一尺自至五尺ノ箇所ニアル「トンペ」ト稱スル赤土ハ此ノ時ノ堆積
土ナリ

島村領中川口前ノ是防ヲ破襲シ島村
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
二五五〇 二五四五 二五四四 二五四一
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 明治八年
二五五一 二五五〇 二五四五 二五四四
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 安政六年
二十三年
七月十九日 七月十九日

被害民ノ多數ハ北海道及ビ中新川郡下段ヘ移住スルニ至レリ（新庄警察分署調）
該水害視察トシテ我ガ 皇室ニ於カセラレテハ特ニ毛利侍從ヲ御派遣シ給ヒ 恩賜金ヲ
賜ハリ其ノ他有志ノ寄附金備荒時金ノ救助ヲ受ケシモノ本村全戸三百戸ニ對シ二百三十
戸ノ多キニ達セリ而シテ此ノ金壹千貳百圓ナリ
此ノ水害ニ依リ役場廳舍及小學校々舍ヲ流失セシ爲メ本村ノ舊書類ノ大部分ハ流失セリ

此ノ年五月二十日上瀧町外十六ヶ町村組合合口用水開通ス。内務省工師「テレーケ氏」（オランダ人）設計ニヨリ常願寺川ノ河身ヲ改良シ合口用水路延長六千四百八十間經費地方稅補助金壹万七百參拾五圓八拾四錢貳厘及組合公債金壹万八千貳百貳拾貳圓九拾八錢參厘ヲ要シタリ

官廳二月酒

大日橋成ル(賃取)

常願寺川上流砂防工事ニ着手
二十九年三月四日
三十一年六月十六日
三十六年三月四日
三十一年七月七日

同	二五五五	同	二十八年七月二十
同	二五五七	同	三十三年七月十
同	二五五八	同	三十一年六月十
同	二五六三	同	三十六年三月四
同	二五六六	同	二十九年
大			
正			
三			
年			
八月十			
常願寺川上流砂防工事ニ着手			
此ノ時ノ洪水八本村ノ被害最			

卷之三

(明治二十五年)

常願寺川は元と河幅百間内外にして堤防は所々に散在し、兩岸なる自然の高き地盤を利用し、護岸とせし綏流にして河底常に深く島村大字大中島前の如きは水面より堤防まで約三間にして年中水澄み魚族も棲息したりしに安政五年の大洪水は流

常願寺川の河身改修

卷之三

水と共に夥多の砂石を流下し堤塘は悉く破壊せられ、非常の慘害を極めたるに依り、多大の労力と工費を費し、堤防を築設せしと雖も雨後は急流と變し、出水毎に流下する砂石は河床に滯積し、大日橋上流は河幅の廣き四百五十間に餘り狭きは幅二百四十間なるに拘はらず下流に於て最も狭小なる部分は河幅九十間内外にして屈曲甚しきに依り停滯せし土砂は積んで山の如く川床より田面の低きこと一丈以上に達し、加之本川左岸のみの灌漑反別は十七ヶ町村にして六千五百二十餘町歩に要する各用水取入口は、數ヶ所あり其の取入に際しては數多の假堰を築造するを以て水利を阻碍し、土砂の堆積を多からしめ洪水に際し堤防の破壊は用水口附近に多く、明治十五年以來明治二十四年迄十年間に八回の破堤をみたり、就中明治二十四年七月十九日、二十日兩日の大洪水（七月十九日午後一時岩崎寺村
量水標準水位一丈七尺三寸）にて堤防の破壊は本堤二番堤を合し延長四千三百餘間にし道路橋梁を破壊し、田園及び家屋を流出し剩さへ溺死者を生じ、其の滲狀や最も多大にして、其の破壊の大部分は、島村地内にして、三ヶ年間同一箇所に於て破壊し堆積せし土砂は、益々多きを加へ全川傾斜し其の下流に於て從來の川床の外に別に自然の河川を作るに至り、復舊工事を施すも到底其の効なき而已ならず却て倍々危害を増大ならしむる處あるにより、一は用水口を合併し、一は築堤の大部分に變更工事を起すを以て得策と認め内務省御雇工師「デレーク」氏の計畫に依り、左岸用水は、合併し上瀧町にて、隧道を穿ち、常西合口用水を右岸は、利田村下流用水を合併し、常東合口用水を新設して用水に關する害を除き、左岸大字上瀧村より、大場前迄堤防の復舊を施し、大字中川口前より、流末大字針原横越村迄堤防を改築し、右岸大字岩崎寺より半屋村迄は護岸工事又は復舊工事を施し、大字日置村より利田村迄並に大字柴草村より流末大字辻ヶ堂村間堤防を改築せり、就中下流に於ける狹小にして屈曲せる舊川（右岸
長二千四百）餘間川幅平均九十八間なりしを、新川は（右岸
長一千三百）餘間、此の川幅百九十九間に改修し以て停滯せし土砂の排出を計りし結果、今や本川中常盤橋下流は年々川床の低下を示せり、（其ノ低下約三尺乃至四尺）而して、變更工事の概要は左の如し。

常願寺川改修等間數工費

一、堤防修築（左岸
右岸）長（一萬八百八十餘間
三千六百三十餘間）

一、同修繕（左岸
右岸）長（二千六六十餘間
二千八百八十餘間）

但シ舊川幅ハ約百五十間内外ナルヲ改修後ノ川幅ハ平均二百間内外ニ改築セリ。

一、工費金五拾五萬七千餘圓ニシテ潰地買收金九萬九千五百餘圓雜費金七千八百餘圓ヲ要セリ。

常願寺川は年々泥砂を流下し日に月に河心を高め、洪水氾濫しつゝありし、就中明治二十四年七月十九日左岸中川口前堤防を決潰し二十一日間本村全部を浸し、本村總反別七百餘町の内五百四十五町を荒したり。且此水害と前後して三回の洪水あり、本村は非常の苦境に陥り、他國他郡に移轉せるもの百五十戸に及べり、依て同年本縣知事森山茂氏深く同情を表し、政府に向て河身改修を請願し時の村長鳥崎良太郎有志石黒中左衛門二氏は官廳に歎願し、或は帝國議會の通過に盡力せしかば明治二十五年政府より九十五萬圓の國庫補助金を下附あり、縣會又十萬圓の費用を支出し計壹百五萬圓を以て内務省御雇工師蘭人「デレーク」氏の設計に依り、河身を改め川幅をひろめ保岸を堅固にせしむ、是より川底漸く低まり水勢緩和し、村民安堵するに至れり此河身改修に際し、本村の地にて川敷に收用されし反別は正田百町荒五十町にして、買上代金は二反歩に付正田二十四圓荒四圓より十圓までなりき。

常願寺川上流の砂防工事

常願寺川は、其の水源より、常に無量の大砂を排出し、川床を嵩むる結果、河身は漸く相亂し、爲めに沿岸の被害少からず、就中支流湯川及眞川は、其の被害最も多大にして、之が原因は、湯川及眞川の沿岸並に其の水源は安政五年に於ける震災の爲め、其の山層の舊態を變したると、其の他石灰石採掘、樹木突落し又は鐵砲流し、山林の濫伐峻崖の開鑿等に依るものなり、故に本川に對する土砂扞止の經營策としては、一面直接危害ありと認むる作業を禁止、又は制限し、一面其の水源地に於て、砂防工事を施行するの心要あり、茲に於て主務大臣は砂防法第二條に依り、明治三十八年三月内務省告示第二十

四號を以て、上新川郡大山村、中新川郡立山村地内の一部を砂防設備を要する土地に同條により、同月同告示第二十五號を以て前記兩村地内の一部を治水上砂防の爲め、一定の行爲を禁止、若くは制限すべき土地に各指定せられたるに依り、之が砂防設備に付ては二十箇年間に完成の計畫を立てたり、而して其の費用は、國庫補助に俟つて關係上、繼續事業と爲すこと能はざるも、逐年之を施行し、以て豫定の言畫を遂行することゝしたり。

明治三十九年度には、常願寺川上流、湯川流域、上新川郡大山村大字有峯村字出原地内にて、山腹土留工、護岸工、積苗工、堰堤工、床固張石工の砂防工事を施行したり、本工事は明治三十九年七月十二日着し、同年十月十七日竣工したるものにして之に要したる金額は金壹萬參千七百參拾四圓六拾貳錢六厘、内國庫補助金九千五百六圓四拾壹錢七厘とす、明治四十一年度には、同字地内にて、前年度に於て施行したる工法の外、排水路張石工及筋萱工を加へ、砂防工事を施行したり、本工事は、明治四十年五月一日着手し、同年十月十七日、竣工したるものにして、之に要したる金額は金貳萬四千九百六拾壹圓七拾錢參厘内國庫補助金壹萬貳千七百拾貳圓五拾錢なり、明治四十一年度には同字地内にて工費及雜費を通して、豫算額金參萬圓の範圍内に於て、砂防工事を施行の豫定なり。

砂防指定土地に於ける一定の行爲の禁止、若くは制限に付ては明治三十八年五月富山縣令第一十一號を以て砂防指定地取締規則を設け以て鐵砲流し（流木スルモノ）は之を禁止し、開墾地自變換、雜烟、土石、草木竹の根株の採屈、流し木、落し木、石灰、焚炭の製造、火入竹木の伐採、畜類の放牧は出願許可を要するものとせり。

常願寺川築堤工事

常願寺川は古來河床深く河床年々上昇し洪水の際には濁流河岸を浸蝕し益々河道を擴大せしむるに至れり。堤防は欠壊せらるゝ毎に後退増築したと雖も未だ以て洪水を防禦するに足らず加ふるに河口は狹隘にして流水の疏通を防ぐる事著しく少許の出水にても破堤氾濫するを常とせり。明治二十四年七月の大洪水には破堤延長三千間餘に達し島村全村は二十一日間浸水し耕地の流失六百町歩に及びたるを以て本川改修の必要を痛感し富山縣は工費百五萬圓を以て下流部放水路の開鑿島村地先河幅の擴張堤防の增築並に新設を施行し以て下流部の被害は輕減せらるゝに至りしも水源山地よりの土砂の流下は年と共に加はり上中流部に於ける河状は依然として險惡の状態にあり明治二十九年同三十年連續して大水害を被りたり依つて縣は治水の根本方策として水源山地の砂防工事を企畫し工費百拾參萬壹千圓を以て明治三十九年度より繼續事業として着手せり、更に大正三年八月に稀なる大出水（日雨量二三〇耗）起り破堤延長千百間、氾濫面積五千五百町歩に達し其水害損失額は百九拾參万四千餘圓に及び越えて大大正四年及同八年にも破堤を生じたりしが此間上流砂防工事は工程大いに進捗したりしと雖も偶々大正十一年七月の豪雨に際會すや十七ヶ年に亘り施行せる砂防工事は殆んど根底より破壊せられ益々山地の荒廢を加ふるに至りしを以て更に根本的堤防工事の必要を認められ國直營事業として大正十五年度より工費貳百七拾參萬六千圓を以て白岩砂防堰堤を始め其他目下施行中に屬す。更に昭和九年七月九日より數日間北陸地方一帶を襲ひし豪雨は融雪を伴ひ本川流域大出水となり湯川沿岸多枝原谷の大崩壊と相俟つて土砂の流出夥しく矢の如き濁流は兩岸に激突し護岸水制を破壊し堤防及護岸の缺所十ヶ所其の延長五百間餘に達し水害損失額六拾貳萬參千餘圓に及びたり。大正十四年より昭和九年に至る最近十ヶ年間に於ける年平均水害損失額は貳拾萬千圓を示す。

本川は全國的著名なる急流河川なるを以て護岸には最も注意を要する處にして内務省では國營として新堤を堅固ならしむることゝせり。

常願寺川改修計畫要項

流域面積 三六八平方糸(山地三四八平方糸 平地二〇平方糸)

改修區域 白河口十八糸

計畫高水流量 上流三、一〇〇立方米 下流二七〇〇立方米

計畫高水面勾配 五九分ノ一乃至四七七分ノ一

計畫高水土量 三二〇米乃至五五〇米

計畫高水土量 二、四八七、五三五立方米

計畫高水土量 土量五三三、二三〇立方米

計畫高水土量 延長三六、〇四六米 土量二一一六八、〇一一立方米

計畫高水土量 護岸延長二九四五八

計畫高水土量 延長三九〇米

計畫高水土量 二箇所

計畫高水土量 三、九六三、〇〇〇圓

施行期 拾四ヶ年(自昭和十一年度至昭和二十四年度)

施行期 限

施行期 限

施行期 限

施行期 限

施行期 限

施行期 限

部落別戸口並耕作地

戶數 人口 耕作地

八 一三 七〇 四二八反五二三步

八 四九 二九〇反二二〇步

八 一三 七〇 二八〇反一一二步

八 一三 七〇 七五反〇〇四步

八 一三 七〇 八三反六二〇步

八 一三 七〇 六九反七二四步

八 一三 七〇 一二七反七〇〇步

八 一三 七〇 六五反一二七步

八 一三 七〇 一一八反一〇〇三步

八 一三 七〇 二六五反五一八步

八 一三 七〇 一六一反四二三步

八 一三 七〇 二五二反六〇一步

八 一三 七〇 六〇反五〇〇步

八 一三 七〇 四六反八一九步

八 一三 七〇 六九反一二六步

八 一三 七〇 四六反八一九步

八 一三 七〇 五二反五一五步

八 一三 七〇 一五反四五三步

八 一三 七〇 七二反六一五步

八 一三 七〇 一五反四五三步

碓井社 本木原島保日本新代新
宅榎新新寺木屋庄島干島日本新代新

一四 二〇 一〇 一九 三三 一〇 一六 一〇 一四 二〇 一四

八七 一二 一九 二五 一九 二五 一九 二八 一八 一八 一八 一八

三七一反八〇〇步 五二反九一四步 四四九反四〇七步 二八〇反一一二步 一一六七反〇〇六步 八三反六二〇步 一〇〇反六一九步 一二七反七〇〇步 六五反一二七步 一一八反一〇〇三步 二六五反五一八步 一六一反四二三步 二五二反六〇一步 六〇反五〇〇步 四六反八一九步 六九反一二六步

針河原毛中
合計

三〇九

一八二

八四反一〇〇步
五七八六反九〇四步

計

— 14 —

年 度 別 村 費

年 度	村 費	年 度	村 費
大正元年	藤木外志ヶ村局部費	昭和元年	新庄島學校組合費
五年	一、七九四・五九七	二年	一、二二一・八二〇
十年	一、六三八・三六〇	三年	一、一五四・六七九
十五年	一〇、〇〇五・〇五〇	四年	一、二六一・五四四
二十年	五、〇七一・一二〇	五年	七六一・九三〇
二年	一二、八四八・八四三	六年	八、一一三・一二〇
三年	六、二三三・三〇〇	七年	三、二二一・六〇二
四年	七、一八八・六二〇	八年	三、〇二三・四四〇
五年	四、八三五・九二〇	九年	二、一七五・四九〇
六年	五、九二〇・八一〇	十年	一、四三〇六・三一〇
七年	四、八三五・九二〇	十一年	一、八六六・五七〇
八年	七、九七五・一九〇	十二年	一、二八六・四八〇
九年	九、〇五六・一一〇	十三年	二、三八一・四八〇
十年	六、三五九・五二〇	十四年	三、二三〇・五八〇
十一年	五、五八一・〇〇〇	十五年	一、五二九七・六二〇
十二年	七、四八三・九八〇	十六年	三四、二四七・六二〇
十三年	六、二三二・八八〇	十七年	一、四、五五五・一八〇
十四年	七、〇四八・二八〇	十八年	二、三八一・四八〇
十五年	七、五七九・六七〇	十九年	一、四、五五五・一八〇
入	二〇、八三七・四六〇	二十年	二、三七六・七六〇
歲 入	一金貳萬五壹千六百五拾六圓〇六錢也	二十一年	一一、四八六・六五〇

載せず

昭和十五年度島村費決算

歲 入	基本財產收入	非常準備積立金繰入	退職死亡給與金繰入	使用料及手數料	國稅徵收交付金	縣稅徵收交付金	水利組合徵收交付金
内 譯	一金貳萬五壹千六百五拾六圓〇六錢也						
入	七、六三三・七五	二、九〇三・五三	六三三・〇九	三五・六〇	一四五・〇〇	二九一・〇〇	七四・〇〇
歲 入	七、六三三・七五	二、九〇三・五三	六三三・〇九	三五・六〇	一四五・〇〇	二九一・〇〇	七四・〇〇

◇ 大正元年以前の豫算關係書類は全部大正三年八月の大洪水の時役場廳舍と共に流失せしため明確ならず爲めに記載せず

吏員充實助成交付金	三六〇•〇〇
恩賜就學獎勵交付金	一〇•〇〇
義務教育費國庫下渡金	一、三六二•〇〇
國庫補助費	六五•〇〇
傳染病豫防補助費	一〇•〇〇
救護費補助費	七•〇〇
青年學校補助費	三六〇•〇〇
統計費補助費	二三•〇〇
就學獎勵補助費	一七•〇〇
生產統計獎助費	三一•〇〇
勞務動員補助費	三〇•〇〇
水利組合補助費	一〇〇•〇〇
寄綠雜收入	四五•〇〇
村稅	六〇七•一八
地租附加稅	九、三二一•四六
特別地稅附加稅	一、七〇〇•〇〇
營業收益稅附加稅	二〇八•〇〇
家屋稅附加稅	五四•〇〇
營業稅附加稅	四七〇•〇〇
難種稅附加稅	一二九九•〇〇
特別稅戶數割	七、九八六•〇〇
歲出	臨時部
一金貳萬八百參拾七圓四拾六錢也	八四•九九
內金八千參百七拾壹圓〇參錢也	二、一四〇•〇〇
金壹萬貳千四百六拾五圓四拾參錢也	一、八七三•二五
	四二〇•〇〇
	八〇五•六四
	四三•六五
	一〇〇
	八四•九九
	二、一四〇•〇〇
	一、八七三•二五
	四二〇•〇〇

歴代の島村收入役

歴代の島村助役

役場書記

島村歷代土地主任

自 年 月 日	至 年 月 日	在職 月數
明治二十二年六月廿二日	明治二十三年四月五日	十 ヶ 月
明治二十三年四月六日	明治二十三年十一月廿日	八 ヶ 月
明治廿三年十一月廿一日	明治二十五年五月八日	一年六ヶ月
明治二十五年五月九日	明治三十二年九月廿五日	七年五ヶ月
明治三十二年九月廿六日	明治三十三年五月十日	一 ヶ 月
明治三十三年四月廿一日	明治三十四年四月廿日	七 ヶ 月
明治三十三年五月十一日	明治三十五年五月廿八日	六 ヶ 月
明治三十六年二月十一日	明治三十六年二月十日	六 ヶ 月
明治三十七年九月卅日	明治三十七年七月十五日	一年六ヶ月
明治三十八年五月八日	明治三十八年五月七日	一 ヶ 月
明治四十年八月十三日	明治四十年八月十一日	八年六ヶ月
明治四十四年三月七日	明治四十四年三月三日	三年七ヶ月
明治四十年八月卅日	大正二年八月卅一日	二年三ヶ月
大正二年九月一日	大正九年三月卅日	六年六ヶ月
大正九年四月一日		

橋 安 奧 砂 黑 中 日 北 奥 細 藤 細 小 寺 飯 日
 場 村 川 崎 侯 村 川 元 川 西 島 森 侯 彦 三
 川 田 久 小 作 久 才 太 孫 太 義 信 喜 順 次
 豊 次 太 兵 四 孙 太 太 義 亨 郎 亭 郎 作 衛 郎 助 郎 光 郎 光 政 作 二 郎
 郎 亨 郎 作 衛 郎 助 郎 光 郎 光 政 作 二 郎

村會議員名簿

氏 名	住 所 番 地	生 年 月 日	當 選 年 月 日	備 考
松原八兵衛	島村向新庄	三六	嘉永三年十月二十日	
石黒忠左衛門	同 向新庄	一四	天保十四年十二月廿一日	
清水鶴次郎	同 河原新	四二	明治二年八月十六日	
中森宗四郎	同 藤木	五五	明治元年十一月二日	
牧野九左衛門	同 金泉寺	一〇三	明治四年十月七日	
島田武吉	同 手屋	二五七	明治七年九月十四日	
杉田常次郎	同 同	一五六	嘉永六年一月廿五日	
勝原次七	同 同	一五六	弘化三年十二月廿五日	
藤元宗右衛門	同 藤木	三四	安政三年八月十五日	
森田藤次郎	同 新庄	五六	明治十四年二月十五日	
島崎良太郎	同 河原新	五六	明治七年八月七日	
中森宗四郎	同 同	一五六	安政四年八月十三日	
同 同	同 同	一五六	明治二年八月十六日	
	同 同	一五六	大正二年五月三日	

岩原藤藏	同藤木一二一	文久二年六月十三日
岡田兼二	同町新八三	明治六年十月二日
島田武吉	同日俣一〇	明治七年九月十四日
杉田常次郎	同同金泉寺一〇三	嘉永六年一月廿五日
松原八兵衛	同同金泉寺一〇三	明治十三年十月廿二日
西藤久治	同同金泉寺一〇三	明治四年十月七日
牧野九左衛門	同同金泉寺一〇三	明治六年九月廿五日
和田安左衛門	同同金泉寺一〇三	明治十一年五月七日
島崎良太郎	同同金泉寺一〇三	嘉永三年十月二十日
大辻茂	同同金泉寺一〇三	明治六年五月三日
島田武吉	同同金泉寺一〇三	明治七年九月十四日
中崎彌次郎	同同金泉寺一〇三	明治十三年十月廿二日
西藤久治	同同金泉寺一〇三	明治七年八月七日
岡田兼二	同同金泉寺一〇三	明治六年十月二日
品川忠次郎	同同金泉寺一〇三	明治十七年九月十四日
杉木直二	同同金泉寺一〇三	明治二年一月二日
石黒忠左衛門	同同金泉寺一〇三	明治十九年十月十五日
清水鶴次郎	同同金泉寺一〇三	明治元年十二月二日
入部健太郎	同同金泉寺一〇三	明治十八年三月十日
勝原次七	同同金泉寺一〇三	明治四年十月七日
寺島仙松	同同金泉寺一〇三	慶應元年九月十四日
飯森豊次郎	同同金泉寺一〇三	大正十年五月三日
細川弟次郎	同同金泉寺一〇三	明治六年六月一日
藤井次郎左衛門	同同金泉寺一〇三	明治三年四月十四日
牧野九左衛門	同同金泉寺一〇三	明治十一年四月四日
高士理右衛門	同同金泉寺一〇三	明治二年九月十一日
日俣彦三	同同金泉寺一〇三	元治元年三月廿七日
石黒忠左衛門	同同金泉寺一〇三	明治四年十月七日
牧野傳兵衛	同同金泉寺一〇三	明治十九年十月十五日
藤元宗右衛門	同同金泉寺一〇三	弘化三年八月二十八日
島崎庄右衛門	同同金泉寺一〇三	明治二年十二月七日
入部健太郎	同同金泉寺一〇三	明治元年八月十五日
荒川仁吉	同同金泉寺一〇三	安政三年八月十五日
日俣彦三	同同金泉寺一〇三	明治十七年七月七日
松原榮次郎	同同金泉寺一〇三	明治十八年三月十日
村田彌次郎	同同金泉寺一〇三	明治二年十二月七日
池野元兼次郎	同同金泉寺一〇三	明治五年九月十四日
	同同金泉寺一〇三	明治四年七月七日
	同同金泉寺一〇三	明治十七年五月十日

西藤宗吉	同手屋二三五	明治十九年四月三十日	同
入部傳右衛門	同大中島四	明治四年十二月四日	同
金尾善作	同金泉寺二六八	明治十六年十月十五日	同
黒川健一	同金代六	明治三十四年一月十日	同
奥村久太郎	同新庄野八七	明治十六年十二月廿八日	同

市町村制實施以來ノ村會議員名簿中明治四十二年以前ノモノハ役場流失及浸水等ニ依リ明細ヲカキ、爲メニ市町村制實施後二十ヶ年ノ議員諸士ノ分ヲ記載セザリシハ殘念ナリ茲ニモ水害ト戰ハレシ先輩ノ功如實ニ物語ルモノアリ

藤木小學校學務委員

姓 名	有 給 名譽 ノ別 名譽	住 所	生 年 月 日	就退職年月日	備考
中尾勝治	島村河原新九八	明治二十三年一月十五日	昭和四年五月十四日		
高城石次郎	同大中島六〇	明治三十一年三月二十日			
日保彥三	同藤木五六	明治二年十二月七日	同		
大辻茂	同藤木二八五	明治十一年五月七日	同		
品川忠次郎	同藤木新庄野八一	明治七年八月七日	同		
高城秀則	同朝日一〇七	明治二年十一月一日	同		
荒川仁吉	同藤木金代五	文久二年四月三日	昭和五年七月九日	品川忠次郎ノ補欠	
三鍋市右衛門	同藤木六六	明治十一年四月三日	昭和八年五月十八日		

辭任

三鍋重治	藤木二	明治二十二年十月廿五日	同
三鍋弘見	中間島一二	明治十二年二月十五日	同
池上政次郎	町新三七	明治十四年四月十九日	同
北山庄次郎	河原新一〇二	明治二十五年二月十七日	同
高城吉次郎	大中島六六	明治三年七月八日	同
村上治作	大中島六六	明治二十五年十月十七日	昭和十二年六月六日
岩原初次郎	中間島一二	明治二十二年二月十五日	同
三鍋弘見	藤木一二	明治二十二年二月廿日	同
恒川久作	高島新一二	明治十三年六月廿三日	同
藤井政治	町新七四	明治四十年五月三日	同
藤井治三郎	河原新八八	明治十二年九月十二日	昭和十二年六月死
力示幸次郎	河原新八八	明治四十年五月三日	亡

以前ノ記錄不明

島新庄村學校組合學務委員

姓 名	有 給 名譽 ノ別 名譽	住 所	生 年 月 日	就退職年月日	備考
島崎庄右衛門	島村向新庄五四三	明治十七年七月七日	昭和三年六月十五日	明治十七年七月七日	
名譽	島村向新庄五四三	昭和七年十月十七日	昭和七年十月十七日	昭和七年十月十七日	

宮田 兵三郎	同	同	金泉寺一〇一	明治四年十月三十日	昭和三年六月十五日
寺島 仙松	同	同	向新庄一二七	明治六年六月一日	昭和七年九月十四日死亡日
勝原 治平	同	同	手屋二五四	明治二十四年十月十七日	昭和十年十月十八日
宮田 稔	同	同	金泉寺一〇一	明治三十一年九月三日	昭和十一年十月十六日
島崎 庄右衛門	同	同	向新庄五四三	明治十七年七月七日	昭和十一年十月十七日
勝原 治平	同	同	手屋二五四	明治二十四年十月十七日	昭和十一年十月十七日

島庄村學校組合會議員

姓 名	住 所	生 年 月 日	就退職年月日	備 考
戸山 松次	島村 向新庄五七二	明治十七年十一月一日	昭和四年三月廿三日	
岩村 竹次郎	同 向新庄三八三	明治十五年六月廿五日	同	
勝原 良作	同 同	明治三十三年四月十一日	同	
内山 三一	同 同	明治二十四年二月四日	昭和八年三月廿三日	
松原 傳吉	本郷島 四一	明治廿七年十二月十三日	同	
和田 勝作	手屋二二九	明治三十五年四月十五日	同	
内山 三一	宮成新 九五	明治二十四年二月四日	昭和十二年三月廿三日	
松原 傳吉	本郷島 四一	明治三十五年四月十五日	同	
内山 三一	同 同	明治二十四年二月四日	昭和十二年三月廿三日	
和田 勝作	同 同	明治三十五年四月十五日	同	
内山 三一	同 同	明治二十四年二月四日	昭和十二年三月廿三日	

常願寺川左岸第四水害豫防組合議員

氏 名	住 所	番 地	生 年 月 日	當 選 年 月 日	備 考
松原 傳吉	同	手屋二二九	明治廿七年十二月十三日	同	
村田 弥次郎	同	同	明治四年七月七日	同	
以前ノ記録不明					
中村 恒次郎	島村 河原新	五二	明治二十二年四月廿一日	昭和四年五月十五日	
杉木 政次郎	同	高島新二三八	明治十二年五月十二日	同	
高土 理右衛門	同	大中島 五四	明治十三年十二月二十日	同	
青山 作助	同	中間島 二八	元治元年三月廿七日	同	
藤井 治助	同	藤木 五二	明治三十年七月二十日	同	
永森 松次郎	同	藤木 七九	明治七年七月十日	同	
藤元 松太郎	同	藤木 二一	明治十九年四月十日	同	
池上 政次郎	同	藤木 三七	明治十八年七月一日	同	
砂田 幸作	同	藤木 五一	明治十七年二月廿五日	同	
岩原 初次郎	同	藤木 二〇六	明治十二年四月五日	同	
柴平 二郎	同	藤木 八六	明治二年五月五日	同	
藤井 善作	同	藤木 一二一	明治十四年四月十九日	同	
島村 高島新二	新庄町新庄	四二	明治二年五月五日	同	
力示 幸次郎	同	同	明治二十八年十二月廿日	昭和八年五月十五日	

昭和十一年一月廿日死亡

牧野重義	藤木新一一	明治三十二年五月廿三日
高士聲位	中間島三〇	明治十年一月一日
永森松次郎	新庄島七九	明治七年七月十日
入部作治	大中島四	明治二十九年三月廿二日
村上治右衛門	藤木五一	明治二十五年十月廿二日
中村良祐	藤木二	明治二十五年七月十五日
清水幸次郎	藤木一〇二	明治二十四年八月八日
大杉良太郎	同金代二	明治四年五月六日
藤木恒次郎	藤木一四	明治二十四年二月十二日
森仙之助	山室村流杉九八	明治十年一月二十六日
貫江豊次郎	同藤木一七四	明治九年一月二十五日
高士聲位	島村中間島三〇	明治三十九年九月六日
牧野定次郎	島村河原新六七	明治十八年五月十五日
杉木政次郎	大中島五四	明治十二年五月十二日
青山勝太郎	高島新二三八	明治二十二年五月五日
今市豊次郎	新庄野三七	明治二十五年十月廿二日
砂田徳藏	同藤木吾ノ二	明治三十年七月二十日
清水幸次郎	藤木一〇二	昭和十二年五月十五日
藤井治助	同藤木五二	同

常願寺川左岸第四水害豫防組合議員名簿

出納臨時検査立會議員名簿

氏名	住所番地	生年月日	當選就職年月日
中村良祐	同藤木二	明治十五年十二月十六日	同
大杉良太郎	同金代二	明治三十二年八月八日	同
杉木政次郎	島村高島新二三八	明治十二年五月十二日	昭和十二年六月二十一日
永田仙藏	山室村古寺一五九	明治十一年一月三十日	同
貫江豊次郎	新庄町新庄一七四	明治四年二月十五日	同
内山豊次郎	同	慶應三年一月三十日	同
金田由次郎	島村村郷島四一	昭和四年五月十六日	同
青山留治	向新庄五五九	明治二十七年十月廿一日	同
草野竹次郎	同	元治元年二月十一日	同
松井磯次郎	金泉寺一〇三	明治二十八年八月二十日	同
高松金次郎	一本木三三二	明治二十八年八月二十日	同
高松金次郎	朝日一〇六	安政五年十二月二十七日	同

備

考

中村瀧次郎	新庄町新庄	八	明治十年七月二日
志甫善八	同新庄一八〇	文久三年八月十八日	昭和八年五月十六日
日野五九郎	同新庄三一	慶應三年六月廿八日	安政六年二月七日
野十吉	同宮成七五〇	明治三十一年六月廿六日	同
東久治	島村向新庄五四二	明治七年七月一日	昭和八年五月十六日
武澤繁次郎	廣田吉太郎	明治三十八年二月七日	同
廣田吉太郎	同宮成新九七	明治二十七年六月廿五日	同
和田光太郎	金尾正太郎	明治二十五年十二月廿日	同
金尾正太郎	同金泉寺一〇六	明治十九年五月五日	同
高城騰幸	同朝日一〇七	明治十二年二月十九日	同
杉田太次郎	同向新庄六八八	明治十年七月二日	同
中村瀧次郎	新庄町新庄	慶應三年六月二十八日	同
日野五九郎	同新庄三一	明治十九年三月十日	同
長江徳次郎	同新庄一四五	明治十一年六月二十四日	同
野藤次郎	同針原村宮成七五〇	明治二十九年三月十五日	同
本木理右衛門	同宮成八五	明治九年二月二十七日	昭和十二年五月十六日
石黒竹次	島村向新庄五四〇	明治十九年五月五日	同
高城騰幸	同朝日二〇七	明治二十五年四月十日	同
廣田良太郎	同向新庄三九三	昭和十年九月二日死亡	同

昭和十年九月二日死亡

勝原次郎	同手屋二六〇	明治十年二月十二日
細川弟次郎	同二本木三一九	明治十一年四月四日
小西義春	同向新庄一〇七	明治三十三年十月十五日
島田鶴次郎	新庄町新庄	明治五年五月五日
中村瀧次郎	同新庄八	明治十年七月二日
長江徳次郎	同新庄一四五	明治十九年三月十日
田屋義治	同針原村宮成七八三	明治四十一年三月十八日
東久治	同宮成七五一	明治三十一年六月廿六日

常願寺川左岸第五水害豫防組合常設委員名簿

出納臨時検査立會議員

氏名	住所番地	生年月日	當選就職年月日	備
長江徳次郎	新庄町新庄一四五	明治十九年三月十日	昭和十二年六月二十三日	
石黒竹次	島村向新庄五四〇	明治九年二月二十七日	同	
大辻恒次郎	藤野久助	清水佐七	入部傳右衛門	清水久信
他八書類紛失ニツギ委員氏名不明				

考

・常願寺川左岸第五水害豫防組合常設委員名簿

高松金次郎

勝原治平

内山三一

杉田豊次郎

高城聲

日保彥三郎

入部文吉

牧野九左衛門

細川義光

飯森順二

- 38 -

島村選出合口用水普通水利組合議員

水利組合以前ノ分

自明治四十四年二月十日

至大正二年六月二十九日

氏

名

自明治四十四年二月十日

至大正四年二月九日

北村由之助

自大正二年九月二十四日

至大正四年二月九日

品川忠次郎

自大正四年二月十日

至大正八年二月九日

島崎良太郎

自大正八年二月十日

至大正八年二月九日

品川忠次郎

自大正八年二月十日

至大正八年二月九日

島崎良太郎

自大正八年二月十日

至大正十二年二月九日

石黒忠左衛門

自大正八年二月十日

至大正十二年二月九日

中崎彌次郎

自大正十二年二月十日

至昭和二年二月九日

勝原次郎

自昭和二年二月十日

至昭和六年二月九日

日保彥次郎

自昭和六年二月十日

至昭和十年二月九日

井清太郎

自昭和六年二月十日

至昭和十年二月九日

西大辻

自昭和十年二月十日

至昭和十二年十月七日

杉田豊次郎

自昭和十二年二月十日

至昭和十四年二月九日

井清太郎

自昭和十二年二月十日

至昭和十四年二月九日

藤辻

自昭和十二年二月十日

至昭和十四年二月九日

中崎彌次郎

自昭和十二年二月十日

至昭和十四年二月九日

井清太郎

富山縣振興指定期

昭和十四年度に於て本島村は富山縣振興指定村として指定せられ 一月十四日本村の方向方針等に關する協議會を開催し爾後十數回に渡り委員會を開催し本村振興計畫並に實際調査並に運動に努力せり

島村振興要綱

- 一、建國ノ大義ニ則リ敬神祟祖ノ義風ヲ旺シシ國民精神ノ作興ニ努ムルコト
- 一、社會連帶ノ本義ニ基キ奉仕的精神ノ涵養ニ努ムルコト
- 一、各種團體ノ連絡統制ヲ圖リ地方自治ノ向上ト共同福祉ノ増進ニ努ムルコト
- 一、產業經營ヲ合理化シ能率ノ増進ニ努ムルコト

- 39 -

一、健康保全ノ徹底ヲ圖リ體位向上ニ努ムルコト

一、勤儉力行ノ良者ヲ強調シ分度生活ノ徹底ニ努ムルコト

一、滿蒙移民ヲ獎勵シ國策ノ遂行ニ副ハントス

一、聖戰下ニ於ケル銳後ノ認識ヲ強調シ國策ニ順應ノ徹底ニ努ムルコト

島村振興委員會則

第一條 本會ハ島村振興委員會ト稱シ島村役場内ニ置ク

第二條 本會ハ本村ノ全面的振興ヲ圖リ其ノ繁榮ヲ期スル爲本村ニ於ケル自治產業經濟教育教化等ニ關係アル諸機關及諸團體ト聯絡協調シ綜合的活動ニ依リ諸般ノ調查考究並振興計畫ノ樹立實行ニ努ムルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、村ノ振興ニ關スル組織的統制計畫ノ調査立案

二、村ニ於ケル農工業其ノ他產業全般ニ亘り組織的統制計畫ニ關スル調査立案

三、生產ノ維持増進計畫ノ審議及指導

四、肥料配給統制計畫ノ審議及指導

五、資材ノ配給統制計畫ノ審議及指導

六、労力ノ需給調整計畫ノ審議及指導

七、村ノ振興計畫實行ノ指導及督勵

八、村ノ振興運動ノ聯絡統制

第四條 本會ハ會長及委員若干人ヲ以テ組織ス

會長ハ村長之ニ當リ委員ハ村長之ヲ委嘱ス

第五條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表シ委員會ノ議長トナル

會長事故アルトキハ其ノ指定シタル委員會長ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

第七條 會長又ハ委員會ニ於テ必要ト認メタルトキハ會長ノ指名ニ依リ特別委員ヲ選任シ事務執行上必要ナル事項ヲ調査シ又ハ實行ノ督勵ニ當ラシムルコトヲ得

第八條 本會ニ統制部、產業部、經濟部、社會部及時局對策部ヲ置キ左ノ事項ヲ分掌ス

統制部、各部連絡統制、自治振興、村勢調查、ニ關スル事項

產業部、經營改善、生產技術ニ關スル事項

經濟部、金融負債整理、購買販賣統制、作業共同化ニ關スル事項

社會部、精神作興教育教化、共同施設、生活改善ニ關スル事項

時局對策部、生產計畫、肥料物資配給統制、勞力需給調節統制、軍需品供出、國民貯蓄ニ關スル事項

第九條 部ニ部長ヲ置キ會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル

第十條 本會ニ幹事及書記若干人ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ掌ル

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

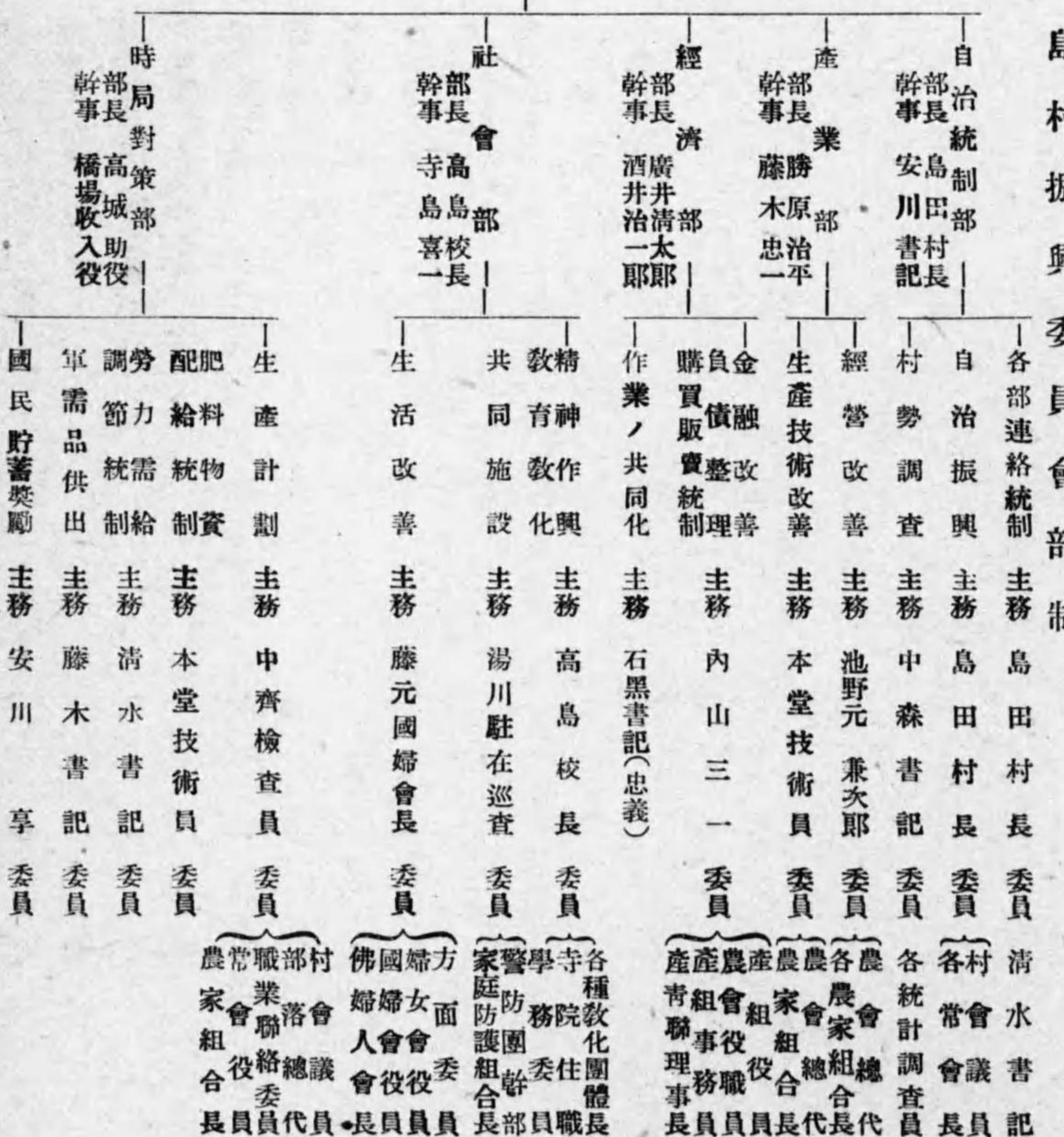
附

則

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

各部統制

委員會長 吉島田武吉



同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

私 經 濟 現 況 調 查

(昭和十二年)

年

副業加工品	林業	畜產		
二二二一〇七〇〇	二六〇●〇〇	八、三五六●〇〇		
具賣竹筵繩	木竹	牛鷄鷄豚牛		
,	材及	及及		
他藥	薪林	乳卵	兎馬	他
二五 三〇三六九 三〇七〇〇 〇〇六一〇 ●●●●● 〇〇〇〇〇	三、 二〇六 〇〇〇〇〇	一三一 四七二三五 七五〇九四 〇〇〇六〇 ●●●●● 〇〇〇〇〇	一 一七一二八 四五〇六七 四〇〇五七 ●●●●● 〇〇〇〇〇	二、 〇〇〇〇〇 ●●●●● 〇〇〇〇〇
五、 六〇三六〇 九〇七〇〇 九〇六一〇 ●●●●● 〇〇〇〇〇	三、 一〇六 〇〇〇〇〇	一 一七一二八 四五〇六七 四〇〇五七 ●●●●● 〇〇〇〇〇		
二 二七一〇 四七三一六 七三一三三	二 三二 五一	四 〇七四九一 〇〇〇四〇		

編入前の資力及負擔

總	豫	算	一七、〇八八圓
市	町	村	稅
同	一	戶	平 均
同	一	人	平 均

一一、七七二圓
四二圓一六錢
八圓三四錢

富山市ご合併

日満支一體化に伴ふ日本海經濟に對處して富山縣では東岩瀬港を中心とした五千万圓港灣計畫を樹立したがそれを機會に必然的に隣接東岩瀬、豊田、大廣田の一町二ヶ村の編入問題が昭和十三年以來展開しつゝあつたが、皇紀二千六百年を紀念する爲め急速に編入問題が展開したのみならず一町二ヶ村は勿論新庄、島、針原、濱黒崎、廣田神明の二町七ヶ村も周囲の事情により實際問題化して來たのである。

茲に於て本村長島田武吉氏死去後二ヶ月間村長欠員、村長代理高城騰幸氏村治の重任を兼務し來りしも昭和十五年六月一日村會を開催し満場一致を以つて高城騰幸氏を村長に推薦し直ちに富山市との合併交渉に善處することに決せり爾來二ヶ月間に涉り村内の各部落毎の意見を徵し新庄並に富山市の態度を研究し本村の富山市への合併の可否につきより／＼協議を進め來りたるに問題は急轉するに至り八月一日村會を開催し正式に富山市との合併に對する意見書提出の件に關し協議をなしたり。

八月一日午前十時五十分開會

出席議員

昭和十五年第七回島村會の編入問題に關するもの

議員定數拾貳名同現在員拾名ノ中出席議員八名

一 番	入 部 健 太 郎	三 番	西 藤 宗 吉
五 番	三 鍋 重 治	六 番	高 松 金 次 郎
七 番	中 崎 四 郎	八 番	黒 川 健 一
九 番	入 部 傳 右 衛 門	十一番	杉 田 豊 次 郎

議案 富山市トノ合併ニ對スル意見書提出ノ件

議長（高城村長）

富山市編入ニ對スル意見書富山縣知事ニ提出ノ件上程之レガ理由ヲ説明ス意見書ラ書記ヲシテ朗讀セシム

八番（黒川）意見書提出ニ付キ賛成ト述ブ

全員之ニ賛成

議長（村長）意見書提出ニ決スル旨ヲ宣ス

八月十六日午前九時五十分ヨリ富山市へ合併ニ關スル第二回島村會ヲ開催シ富山市ニ編入合併及財產歸屬ニ付知事ノ説問ニ對シ意見答申ノ件ヲ上程議題トシ協議セシ所議長起草ノ意見書ノ通り全員賛成ニ決ス尙ほ欠員中ノ助役ニ内山三一氏ヲ満場一致モツテ推薦ス

八月二十三日午前八時ヨリ急施村會ヲ開催シ富山市へ編入ニ關スル附隨ノ左記事項ニ關シ決議ス

記

一、昭和十四年度島村歲入出決算認定ノ件

- 一、昭和十四年度島村藤木外十二ヶ村局部歳入出決算認定ノ件
 一、昭和十四年度島村向新庄外八ヶ村局部歳入出決算認定ノ件
 一、島村基本財産藤木小學校基本財產處分ノ件
 一、縣道擴張ニ伴フ漬地補償ノ件
 一、島村非常準備種立金處分ノ件
 一、道路擴張ニ伴フ漬地補償ノ件
 一、昭和十五年度島島村歳入出追加更正豫算議定ノ件
 一、藤木小學校修繕工事施行ニ付隨意契約締結承認ノ件
 一、一時借入金借入方法議定ノ件

八月三十日午前八時ヨリ第二回急施村會ヲ開催シ左記事項ヲ議決ス

記

- 一、昭和十五年度島村歳入出追加更正豫算議定ノ件
 一、一時借入金借入方追加議定ノ件
 一、字名改稱議定ノ件
 一、村ノ負擔ニ歸スル經費ヲ寄負金ヲ以テ支辨ノ件
 八月三十一日午後五時ヨリ第三回急施村會ヲ開催シ昭和十五年度島村歳入出追加豫算ヲ議決シ島村トシテノ最後ノ村會ハ圓満ノ中ニ午後八時半終了シタリ

富山市合併交渉委員

村長

高城

騰

丰

助役	内	山	三
收入役	橋	場	次
勝	廣	川	一郎
井	原	健	
清	治	太	
平			

地第九四九號

昭和十五年七月二十五日

北村富山縣總務部長

島村長殿

意見書提出方ノ件

豫テ御配慮ヲ煩ハシオレル富山市トノ合併問題ハ極メテ順調ニ進捗シ愈々九月一日ヨリ實施致度ニ付之カ事務進行ノ必
要上右合併ニ對スル町村會ノ意見書七月三十一日迄提出相成度

意見見書

時局下地方自治體ノ使命愈々重キヲ加ヘ之力施設經營ヲ要スルモノ多端ナルノ秋、强大ナル自治體ヲ建設シ地方自治行政上ノ諸施設ヲ整備擴充シ以テ住民ノ福祉ヲ增進シ進ンデ國運ノ進展ニ寄與スルハ當ニ刻下焦眉ノ急務ナリト認ムルノミナラズ本村ト富山市ハ相近接シ產業、經濟、交通其他社會生活上密接不離ノ關係ニアリ本村ヲ速ニ富山市ニ編入シ以テ大富山市ノ實現ヲ期セラル、様御配慮相成度

右町村制第四十三條ニ依リ意見書及提出候也

昭和十五年八月一日

島村長高城騰丰

富山縣知事矢野兼三殿

富山縣達第四百九十九號

上新川郡島村ヲ廢シ其ノ區域全部ヲ富山市ノ區域ニ編入シ同時ニ村ノ財産ハ之ヲ富山市ニ歸屬セシメントス仍テ其ノ會ノ意見ヲ諸フ

昭和十五年八月十三日

富山縣知事矢野兼三印

富山縣總務部長

島村長殿

市町村合併ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ曩ニ意見上ノ次第モ有之本日別途貴村會ニ諸問相成候ニ付速ニ村會ヲ招集シ本月十七日迄ニ答申セシムル様取計相成度

追テ答申書提出ノ際ハ其村會々議錄寫添付相成度

島村長高城騰丰

本村ヲ廢シ其ノ地域ヲ富山市へ編入ニ關スル意見答申

昭和十五年八月十三日富山縣達第四百九十九號ヲ以テ御諸問ニ係ル本村ヲ廢シ其ノ區域全部ヲ富山市ノ區域ニ編入シ同
時ニ本村ノ財產ハ之ヲ富山市ニ引繼クノ件ハ御諸問ノ通り本會ハ満場一致之ヲ可ト認ム
右意見及答申候也

昭和十五年八月十六日

島村會議長
島村長高城騰丰

富山縣知事矢野兼三殿

慰靈祭と島村解散報告祭

富山市へ編入に先だち本村出身の護國の英靈と四十三名の佛故自治功勞の方々の御靈を祭り村民一同藤木圓正寺に會して慰靈祭並に感謝祭を舉行し併せて今回の編入に依る島村の解散報告をして厚く英靈並に自治功勞の靈前に額づき富山市合併後も先輩諸靈の名譽をはづかしめぬやう努力することを誓ふ。

支那事變と本村

日清、日露の兩戦に、シベリヤ出兵に満洲事變にと國家の大時局に際して本村民は協同一致よく國難に邁進し多年常願寺川と鬪つた堅忍持久の精神を發揮して盡忠報國の誠を効したのである。

昭和十二年七月七日支那事變起り我が帝國は事變の不擴大局地解決といふ方針の下に能ふ限り战火の波及を限定することに努力を續けて來たのであつたが、暴戾蔣介石の抗戰によつて事態は悪化の一途をたどり遂に全面的の戰争の状態に立至つたのは遺憾の限りであるがこれに處するに我が島村々民はよく村長、分會長の指導のもとに全能力を發揮して皇國の道へと邁進しつゝあるのである。

本村在住の帝國在郷軍人分會員の應召に際し誠意をこめて歓送し村民を合せて後顧の憂ひをなからしめて勇士の活躍をしてより多く發揮せしめ軍馬、荷車等の徵發のためには喜んでその光榮を感謝したり、他町村に比し應召者の數は多く又軍功をたてゝ護國の神となるもの、名譽の戰傷兵として歸還するもの等多數ありたるも村民又よくこれに應へて銃後を守り、軍事授護會を組織して出征兵士の家を守り銃後產業の擴充増産に日夜の別なく活動をなし婦女子は馬耕に從事して銃後婦女性の氣力を全國に先んじて示し、日本精神の發揚に努むると同時に經濟國策への協力を充分示し老いたるものは島軍友會の組織を強化して在郷軍人と共に手を取り出征軍人遺家族の援護並に在郷軍人分會と力を合せて非常時皇國のため新東亜建設の

任務完遂のために務力しつゝあり

藤木小學校の沿革

明治七年より同十一年まで新庄小學校々下として別に獨立したる學校區域を有せざりしも明治十一年今在校下を以つて藤木小學校を創立したりしも明治二十三年之を廢校し再び新庄小學校に合併せり此の間校舎は明治十一年より十九年まで寺院を借受け校舎の代用となし、明治十九年秋新校舎を建設したりしも程なく大風の爲めに破損せられ明治二十四年の夏洪水氾濫の折校舎の全部を流失せり。

明治二十五年十二月再び新庄校より分離し藤木尋常小學校を立てたるも校舎はなく寺院を借り受けて明治二十八年六月まで至り七月に校舎を再び新築せり、明治二十六年十二月十日畏くも教育勅語謄本御下賜になりたり。

學級は明治四十一年迄單級にして縣下にも稀に見る學校として相當の參觀人を見たり。

明治四十二年四月二十九日新庄町島村學校組合より分離して、島村立藤木尋常小學校として始めて獨立せり。明治四十年より義務教育延長の爲め二學級となり、明治四十三年三學級となり、大正十二年五百歩の現在の敷地を購入し屋外運動場を擴張せり、昭和三年四月現在校舎を新築せり。

昭和十年より四學級編成として尋五、六を分離し昭和十三年四月より高等科を併置し昭和十五年二月より職員一名を増員し尋常科五學級高等科一學級計六學級となし複式學級は尋三、四、高一、二の二學級となり昭和十五年度より職員七名となり校長補助一名を置くに至り經費も五千四百七拾八圓となり昔の職員一名、經費貳百五拾圓頃に比し職員は七倍經費は更に二十五倍の多額に達し現今に至る。

昭和十四年秋學校教育後援會を組織し藤木小學校の教育の振興を計る。

同窓會は大正四年の創立にかゝり男子部のみなりしが昭和十五年別に女子同窓會を創立す。

歴代の藤木小學校長等調

氏名	俸職	年代	學級	教員數	備考
安川章敏	自明治二十五年十二月	至明治四十三年三月	單級	二(明治四十年カラ)	一・二
盛田靜勇	自明治四十三年四月	至大正三年三月	三(明治四十四年)	三	三
岡田與吉	自大正三年四月	至大正四年三月	三	三	
西村辰二	自大正四年四月	至大正六年十月	三	三	
小竹米次郎	自大正六年十一月	至大正十五年六月	三	三	
佐藤政吉	自大正十五年七月	至昭和七年八月	三	三	
畠山清一	自昭和十四年四月	至昭和十四年三月	五	六(昭和十五年)	高等科併置
高島藤祐	自昭和十四年四月	至現今	七		

藤木校教育費の進展

年	度	小學校費	一戸負擔	兒童一人當	備	考
明治三十七年	二四九・六七	一・七八	三・五七			
明治四十年	四〇九・九二	二・九五	四・四〇			
明治四十二年	七七六・二六	五・九五	六・一〇			
大正二年	九〇二・六三	六・六八	五・八二			
大正七年	一、三六〇・二八	九・二五	八・九四			
大正八年	一、三六〇・二八					

島青年學校の沿革

大正十二年四月一日藤木農業補習學校創立せられ、藤木尋常小學校に併設せられ年經費百六拾壹圓生徒四十二名、大正十五年七月一日より青年訓練所を本校に充當せられ昭和二年優良青年訓練所として文部省の視察を受く。昭和六年四月修了生の發起により島村青年訓練所後援會設立(昭和十五年三月青年學校後援會として組織を變更經費の増大を計る。)昭和十年四月島青年學校を設立前二校を廢す。昭和十四年より青年學校專任教諭の任命を受け一ヶ年經費九百八拾七圓を見るに至れり。

新庄町島村組合立小學校の沿革

本村はその地形細長く又新庄町と近接せる關係上明治七年より明治十一年まで全村新庄校下となり明治十年藤木校下分離北部金泉寺小學校を經營せしも明治二十五年十月金泉寺小學校を廢し、新庄町島村學校組合立となります。明治二十二年六月一日より新庄町と島村大字向新庄村、本郷島村、一本木村、五本榎村、手屋村、金泉寺村、中野新村、宮成新村の學校組合立となれり、是れ上新川郡告示第一〇號にある通り、藤木校は分離して一尋常小學校を設置せるに依る。

而して新庄町島村學校組合會には別に組合會議員を設け本村より三名宛選出す。

昭和十五年八月三十日をもつて組合立學校を廢するに至れり。

學校組合會の歴代書記

柴 平 二 氏	岩 原 久 八 氏
舟 木 卓 雄 氏	杉 本 儀 三 郎 氏
貫 永 隆 吉 氏	眞 門 清 吉 氏
岩 田 吉 二 氏	隅 田 圓 平 氏
舟 木 信 之 氏	

一、設立年月日

大正十年七月二十四日

一、出資金

壹万四千百貳拾圓也

保證責任島村信用購買販賣利用組合

一、組合員數	二百九十四名
一、出資口數	七〇六口
一、諸積立金	貳万貳百拾四圓也
一、事業大畧	
1、貯金額	壹貳參、七貳八圓也
2、貸付金	四九、五八七圓也
3、購買品賣却高	九九、壹〇五圓也
4、販賣總額	參四六、四壹六圓也
5、利用料	貳壹壹圓也
6、農業倉庫利用狀況玄米入庫數 （昭和十五年度）	一二、七五一俵
（昭和十五年度）同 出庫數	一三、五〇九俵
一、資產	參萬四千六百五拾壹圓也
一、沿革	（昭和十五年度末）

以上昭和十六年七月現在
以上昭和十五年度現在

戰々後の財界の大動亂の際にして爾來十數年間我國內經濟は常に世界經濟に支配せられて波瀾重疊激變常ならず新設組合の經營意に任せず昭和十年に至る十五年間村役場の一に事務所を置きて信用事業に主力を注ぎ漸次購買事業の進展を圖りたりと雖も業績遅々として振はざりしが昭和六年來の米價は勿論農產物價格の慘落に農村經濟の逼迫甚だしく自主統制販賣の愈々急務なるに鑑み昭和十

年穀貯蔵倉庫を建設したるを楔機として事務所を倉庫建設地の新庄町四六番地現在の位置に移し購買販賣事業の種極的取扱を開始し四種事業の併進的擴充發展に努めたる結果組合の信賴と其の利用は日に月に昂まり未加入者の解消も今一步にして村内消費重要資材の配給主要農産物の集荷は夙に一元せられ日常生活資材の配給も殆ど之に準する域に達せり、尙後利用事業及農村保健運動に意を注ぎ熱誠と努力を吝まず事に當りて克く熟慮斷行其の機能昂揚を念とし國策協力を第一義として健全なる組合の運營に專念しつゝあり。

歴代の組合長及常務理事

初代	組合長	石黒忠左衛門	就任	大正十年
二代	同	島田武吉	同	大正十三年
三代	同	廣井清太郎	同	昭和七年
四代	同	中崎四郎	同	昭和十五年
初代	常務理事	戸山松次郎	就任	昭和十一年
二代	同	酒井治一郎	同	昭和十一年
三代	同	内山三一郎	同	昭和十五年

島村農會

本村は右來純農村として生計を立てゝ來たがその間幾百幾十回となく常願寺川の氾濫に見舞はれ住民は洪水と戰ひつゝ今

日の美田を作つて來た。

豊穰な耕地それは祖先以來の苦闘を物語る活歴史であるが大正三年の洪水直後常願寺川の改修工事は内務省の直轄事業になるに及んで村民は精々と開墾に努力し今日の五百八十町歩の水田を作り擧げたのである。而してこれが土質の改良のため自給肥料年産三百五六十万貫金額にして貳万圓餘を產し各戸耕馬一、二頭を年中飼育し中には一戸數頭に及ぶものありて熱心に農事の研究をなし來り、河原と化した荒廢地より今日壹万數千石の米の收穫を見る外大麥小麥その他の穀類を相當產するに至れり。

歴代農會長

自大正十二年四月一日	至大正十二年四月十二日	十二日間
自大正十二年四月十二日	至昭和六年四月一日	八年間
自昭和六年四月一日	至昭和十四年三月卅一日	八ヶ年
自昭和十四年四月一日	至昭和十五年	七〇七〇七圓

歴代農會長

勝原	田山	田武彦	三吉	自大正十二年四月一日	至大正十二年四月十二日
治	平	三	吉	自大正十二年四月十二日	至昭和六年四月一日
度	度	一	自昭和六年四月一日	至昭和十四年三月卅一日	八年間
度	度	八	自昭和十四年四月一日	至昭和十五年	八ヶ年
支豫算額	支豫算額	一、五四五圓	九六四圓	三六〇圓	七〇七〇七圓

昭和九年年度	六九八圓
昭和十年度	六六七圓
昭和十一年度	一〇九六圓
昭和十二年	一〇九一圓
昭和十三年	三二九八圓
昭和十四年	一五六三圓
昭和十五年	一〇五八八圓

支那事變ご女子馬耕

支那事變と同時に本村農業の主力をなす青壯年は他村に比し數多く第一線に活躍するに至れり、茲に於て時の農會長内山三一氏は農村の仕事の中男子の手に於て最も多くなされ、女子としての難事とされたる馬耕を女子の手によつてなさしめ、銃後食糧の確保に邁進せんとして舟山郡農會長を説得し、郡農會並に縣農會の後援のもとに村農會主催となり昭和十三年四月高島新地内に於て第一回女子馬耕競技會を開催せし所十七八歳の少女より四十歳に致る婦女五十名あまり参加し非常に盛會を極め時局下に於ける婦女子に對し目醒めしめたり、しかも大阪毎日新聞社に於ては本村農會のこの事業は時局柄最も適當なものとして活動寫眞となし時局ニュースとして全國的に宣傳すると共に全國婦女に警鐘を發したり。爲めに昭和十三年十四年と年々縣下各地より女子馬耕法の指導講師を依頼し來るもの多數に及び内山會長はじめ農會總代各位は各地に婦女子と共に出張全縣下にその範をたれ銃後農村のために大いに意を高めたり。

帝國在郷軍人會島村分會

明治四十年九月 日露戰爭に從軍せし在郷軍人並に除隊軍人を以て島村軍人團を組織し之が發團式を舉行。

團長 藤井治三郎 副團長 勝原次郎

明治四十三年十一月三日創立

帝國在郷軍人會設立せらるゝや島村軍人團を引續き本會規約に基き規程を設け帝國在郷軍人會島村分會と改稱し島村行政區劃内に在住する豫備役並に歸休兵役に在る陸軍々人を以て組織す。

大正三年八月十三日 常願寺川大洪水にて堤防欠壊し分會事務所たりし島村役場流失せしため、備付帳簿は一切之を流失せり。

大正四年十一月二十五日 分會旗を樹立し同年十二月二日分會長日保彦二氏分會を代表し 大正天皇御即位の大典觀兵式に際し御親閱の光榮に浴し分會旗に對し親閱記念綬を親授されたり。

大正六年五月二十五日 規約改正に因り班の編成をなし四班に分ちたり。

大正十年には西伯利亞出征

大正十一年十一月四日 藤木神明社に於て村内戰病死軍人に對する招魂祭を執行。

大正十五年六月一日 當分會は模範分會として帝國在郷軍人會々長より表彰せらる。

昭和三年十二月二日 分會長勝原治平氏分會代表として御親閱の光榮に浴す仍て御親閱記念綬を分會旗に授與せられ續いて同月三日全國大會明治神宮外苑にて舉行せられ分會長出席す。

昭和四年八月二十二日 本部より御下賜金拾壹圓四拾錢下賜の移牒あり。

昭和六年四月三十日 富山練兵場に於て特命檢閱使白川義則大將の視閲を受く。

昭和七年 滿洲事變に動員下令せられ會員の應召出征せるもの多數、會員は愈々職責の完遂の爲め活動をなす。

昭和八年十二月 従來の四ヶ班の組織を變更して六ヶ班に編成換せり。

昭和十二年七月七日 支那事變始まるや分會員の應召、軍馬、荷車等の徵發等あり分會は毎日、日夜の別なく活動をなし事變益々擴大し分會員の在郷にあるものゝ數は僅少となりたる上に分會の任務愈々重大を加へ來たり黒川分會長は應召軍人の見送りに遺家族の慰安に勞力手傳に思想の取締に銃後產業の擴充に等々第一線勇士と共に盡忠報國の誠を効せり尙常任理事中森宗次氏は影の人として當分會の進展に分會員の國家奉公の大任の完遂によく母心をもつて指導したるため本村分會の成績は他町村に比し大いに見るべきものありしには感謝と敬意を表はさねばならぬ。

歴代分會長

昭和七年七月七日	支那事變始まるや分會員の應召、軍馬、荷車等の徵發等あり分會は毎日、日夜の別なく活動をなし事變益々擴大し分會員の在郷にあるものゝ數は僅少となりたる上に分會の任務愈々重大を加へ來たり黒川分會長は應召軍人の見送りに遺家族の慰安に勞力手傳に思想の取締に銃後產業の擴充に等々第一線勇士と共に盡忠報國の誠を効せり尚常任理事中森宗次氏は影の人として當分會の進展に分會員の國家奉公の大任の完遂によく母心をもつて指導したるため本村分會の成績は他町村に比し大いに見るべきものありしには感謝と敬意を表はさねばならぬ。	島村青年團	明治四十三年十一月三日
昭和八年十二月七日	支那事變始まるや分會員の應召、軍馬、荷車等の徵發等あり分會は毎日、日夜の別なく活動をなし事變益々擴大し分會員の在郷にあるものゝ數は僅少となりたる上に分會の任務愈々重大を加へ來たり黒川分會長は應召軍人の見送りに遺家族の慰安に勞力手傳に思想の取締に銃後產業の擴充に等々第一線勇士と共に盡忠報國の誠を効せり尚常任理事中森宗次氏は影の人として當分會の進展に分會員の國家奉公の大任の完遂によく母心をもつて指導したるため本村分會の成績は他町村に比し大いに見るべきものありしには感謝と敬意を表はさねばならぬ。	島村青年團	明治四十三年十一月三日
昭和九年十二月二十五日	支那事變始まるや分會員の應召、軍馬、荷車等の徵發等あり分會は毎日、日夜の別なく活動をなし事變益々擴大し分會員の在郷にあるものゝ數は僅少となりたる上に分會の任務愈々重大を加へ來たり黒川分會長は應召軍人の見送りに遺家族の慰安に勞力手傳に思想の取締に銃後產業の擴充に等々第一線勇士と共に盡忠報國の誠を効せり尚常任理事中森宗次氏は影の人として當分會の進展に分會員の國家奉公の大任の完遂によく母心をもつて指導したるため本村分會の成績は他町村に比し大いに見るべきものありしには感謝と敬意を表はさねばならぬ。	島村青年團	明治四十三年十一月三日
昭和十四年十二月廿二日	支那事變始まるや分會員の應召、軍馬、荷車等の徵發等あり分會は毎日、日夜の別なく活動をなし事變益々擴大し分會員の在郷にあるものゝ數は僅少となりたる上に分會の任務愈々重大を加へ來たり黒川分會長は應召軍人の見送りに遺家族の慰安に勞力手傳に思想の取締に銃後產業の擴充に等々第一線勇士と共に盡忠報國の誠を効せり尚常任理事中森宗次氏は影の人として當分會の進展に分會員の國家奉公の大任の完遂によく母心をもつて指導したるため本村分會の成績は他町村に比し大いに見るべきものありしには感謝と敬意を表はさねばならぬ。	島村青年團	明治四十三年十一月三日
昭和十五年五月には松原團長 令旨奉體二十週記念式典に參列し 秩父宮殿下の御覲閲を受くる等の光榮に浴せり。	島村青年團	明治四十三年十一月三日	

歴代の團長

松原井	西藤平	藤井	廣井	清井	藤井	水井	邑井	庄井	信井	峯井	直井	光井	秀井	義井	義助	作信	郎信	郎	太郎	治郎	治	治	昭和四年	昭和六年	昭和八年	昭和十一年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十四年
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	---	---	------	------	------	-------	-------	-------	-------

本團は大正七年文部省令を以つて制定せらるゝや村内全員の十五歳以上二十五歳以下の男子青年を以つて組織し村長を團長とし學校長を以つて副團長となし青年の修養を第一となして進み來りしも國運の進展と共に青年の使命の重大を加へたれば自治的に青年團を組織、經營するため、初代團長に廣井清太郎氏を推して精神修養、體育方面の修練、社會奉仕事業等にも盡すにいたり村内は勿論堀川區域、上新川郡又は富山縣青年體育大會等に於て大いに活動をなせり。

特に明治神宮御造營の折全國青年代表と共に赤誠の奉仕をなし、又畏くも青年團に令旨を賜りてより一層の修養に努めた
り。

昭和十五年五月には松原團長 令旨奉體二十週記念式典に參列し 秩父宮殿下の御覲閲を受くる等の光榮に浴せり。

右團長は以前は村長及學校長が團長たりしものなり。

島 村 消 防 組

本村は古來他町村と異り消火消防上の消防のみならず水害並に防水に於ける消防組の活動に依るべきもの多かりしも、村經費上より公設消防を設けて之が訓練すること容易ならざりしも昭和五年七月三十日纏樹立式を舉行し腕力ボンプ一臺並に附屬品一揃を備へたり、茲に於て大辻茂組頭をはじめ組員は協同一致よく消防組の眞使命を體し犠牲奉公の至誠をもつてよく公共のために活躍せり。

島 村 防 護 團

世界各國の國際情勢よりして國土防衛の完璧を期するため防空は國民全般の國家に對する義務となりたれば、村民に對しても軍防空に則應する訓練の必要を認め、昭和九年五月島村防護團を組織し警護班、警報班、防火班、交通整理班、避難所管理班、工作班、防毒班、救護班、配給班の九班に分け防護分團長に村長島田武吉氏を推し各班の訓練をなし昭和十二年支那事變始まるや各班の訓練本格的となり、富山警察署指導の下にその徹底を期し進んで家庭防護團を組織し燈火管制の嚴守を期しその訓練を指導し來りしも昭和十四年警防團の設置と共に解散す。

島 村 警 防 團

東亞新秩序建設の重大時局に對處し警防機關の強化統制を圖り國土防衛の完璧を期する爲め勅命を以つて警防團の組織新設の件發せられたれば本村に於ても昭和十四年二月二十六日の村會に於て島警防團組織に關する件並に警防團設置に關する

諸問の答申作製方に關する件等滿場一致を以つて可決し昭和十四年四月二十四日結團式を舉行し團長に高城鶴寿氏副團長に黒川健一氏其の他消防部長、警防部長各一名班長七名本部員二名警防員消防部三十六名警防部三十名合計七十七名の任命ありたり、爾來團員一同は一丸となつて警防精神を體し防空に、火防に、水防に各方面に渡つてその職責を完遂せり。

旅行によつて大いに修養につとむ。

大正十五年七月會則變更し一家一人となす。

本會は大正八年八月創立し、校下在住の婦女子にして小學校卒業後三十歳までの希望者のみを以つて組織し専ら婦德を修養する目的とし、年一回の總會の外、年三回（四月、七月、十二月）の定期會に於ては家事實習、聽講をなし、或は見學旅行によつて大いに修養につとむ。

島 村 婦 女 會

本會は昭和九年五月七日發會式に併せて創立第一回の總會を開き、我國傳統の婦德を發揮し、外來の惡風と不良思想に染まず、國防の堅き礎となり、銃後の強き力となるを目的とし島村婦女會と協力して婦女會長以下の役員が、本會の役員を兼任す。支那事變發生以來は出征軍人歡送迎、前線への慰問袋發送、傷病將兵、戰歿勇士への感謝慰問慰靈、軍人家族、遺家族に對しては後顧の憂なからしむる等、銃後の守りの完璧を期し、貯金報國、或は集團勤労によつて得た資金を國防獻金にする等一層の努力をなしつゝあり、會長藤元ツヤ創立以來今日に及べり。

國 防 婦 人 會 島 村 分 會

本會は昭和九年五月七日發會式に併せて創立第一回の總會を開き、我國傳統の婦德を發揮し、外來の惡風と不良思想に染まず、國防の堅き礎となり、銃後の強き力となるを目的とし島村婦女會と協力して婦女會長以下の役員が、本會の役員を兼任す。支那事變發生以來は出征軍人歡送迎、前線への慰問袋發送、傷病將兵、戰歿勇士への感謝慰問慰靈、軍人家族、遺家族に對しては後顧の憂なからしむる等、銃後の守りの完璧を期し、貯金報國、或は集團勤労によつて得た資金を國防獻金にする等一層の努力をなしつゝあり、會長藤元ツヤ創立以來今日に及べり。

編輯を終へて

藤木國民學校長 高島 藤祐

大東亜共榮圈確立へと前進しつゝあつた皇國は、十二月八日、宣戰の大詔渙發せられ、時を移さず我が陸海軍は、有史以來未曾有の雄渾な太平洋作戦を展開した。米國太平洋艦隊はハワイに於て、我が海軍空襲部隊の奇襲と特別攻撃隊の殉忠無比なる壯舉に宣戰第一に其大半が壊滅的打撃を蒙り、英國東洋艦隊主力又開戰三日にしてマレー半島クワントン沖に於いて我が海軍航空隊に依つて全滅せられて以來、陸海空軍一丸となり香港、マレー、シンガポール、フィリピン、ジャワ、スマトラ、ビルマ等々に輝く戦捷を得ました。これ元より御稜威の然らしむる處であるが同時に過去百年の間、皇國が歐米の亞細亞侵奪に對し忍ぶべからざるを忍び、耐へ得ざるを耐へて隱忍久しう耐へて來、今日一億火の玉となつてくだけて皇恩に報い奉らんとする忠誠のあらはれである。

皇軍將兵の忠誠に感謝を捧げ、伏して我が島村々民が數百年來常願寺川の洪水と戰つて、今日の沃野を作り上げて、聖戰の下食糧確保と増産に努力しつゝあつた御苦勞を思ふ時これ程の村史では誠に申し譯けがない拙いものになつてしまつたことをおわび申さして頂きます。

本村が、富山市と合併致し皇國の使命完遂に邁進いたして互に喜びあつて、聖業に翼賛し奉ることの出來る幸福を感じてゐる。此の姿そのまゝが後日東亜十億の民が大御稜威の下、足並を揃へて進軍する姿である。

合併記念のために村史を編纂として頂いたが、大事な統計的數字や、その他明細に渡ることなどは時局柄防牒上如何かと思はれとりやめさせていたゞきました。

特に日清、日露、満洲事變、支那事變等各戦争に戰死遊ばされ護國の神としてまつらるゝ郷土勇士の御芳名軍功は各委員

方と御相談の上心ならずも記載せなかつたのはかへすがへすも殘念でならない。

(編纂の最中は數字的に、防牒上に特に厳しいときでありましたから何とぞ御寛容下さいませ)

各村々の昔からの歴史や村内の傳説等も書いて見たいと思つてゐましたが、明確でなく又一部のものを記すのもどうかと思ひまして載せなかつたがこれも洪水のためであります。數十回に涉る洪水は役場、學校の大切な書類さいも流失いたし爲めに役職員の名簿やその他の記録すら見當らず、ぬけたる所や、記述し能はなかつたことも心残りとする所であります。

宣戰の大詔を拜し、皇軍の武烈に、感謝いたし、恐懼感激、いよ／＼皇國臣民として一切を國家の難に捧げ、職域奉公の誠を効す念願を強むる次第であります。 (終)

昭和十七年三月二十五日印刷
昭和十七年四月一日發行

【非賣品】

編輯兼發行者 富山縣上新川郡島村

右代表者 高城俊丰

富山市山王町二三

印刷人 小泉忠藏

富山市山王町二三

印刷所 小泉印刷所

電話四三八〇番



終

